

平成23年5月13日

第2282号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（211・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による医療機関の指定（212・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による施術者の指定（213・福祉政策課）…………… 2
- 都市計画事業の認可（214・雄勝地域振興局建設部）…………… 2

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）…………… 2
- 県営土地改良事業工事の完了（北秋田地域振興局農林部）…………… 3
- 土地改良区の定款変更の認可（仙北地域振興局農林部）…………… 3

人事委員会公告

- 平成23年度秋田県職員採用試験公告 3件…………… 3
- 平成23年度警察官採用試験公告 2件…………… 8
- 平成23年度秋田県少年補導職員採用試験公告……………12

労働委員会告示

- 秋田県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、閥歴等（1）……………14

告 示

秋田県告示第211号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成23年5月13日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 堀 井 啓 一

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
佐藤歯科宮前町診療所	医療法人 歯友会	北秋田市宮前町1-3	平成23年3月31日
松ヶ崎診療所	高橋 葉満子	由利本荘市神沢字浜辺111-1	平成23年3月31日
志水歯科医院	志水 透	雄勝郡羽後町西馬音内字本町120	平成23年3月31日

秋田県告示第212号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成23年5月13日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 堀 井 啓 一

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
-----	-----------	-------	---------	-------

あにあい薬局	三澤 恭子	北秋田市阿仁水無字寺後30	調剤薬局	平成23年4月1日
おおた歯科医院	太田 敏博	北秋田市宮前町1-3	歯科	平成23年4月1日
松ヶ崎調剤薬局	嵯峨薬局株式会社	由利本荘市神沢字浜辺86番	調剤薬局	平成23年4月1日
佐野耳鼻咽喉科	佐野 達也	横手市横手町字四ノ口46-1	耳鼻咽喉科	平成23年4月1日
あさまい薬局横手店	株式会社ネオファーマ	横手市横手町四ノ口48-4	調剤薬局	平成23年4月1日
志水歯科医院	勝部 朝之	雄勝郡羽後町字南西馬音内314	歯科、小児 歯科、歯科 口腔外科	平成23年4月1日

秋田県告示第213号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成23年5月13日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 堀 井 啓 一

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	業務の種類	指定年月日
善徳 幸博	横手市赤坂字赤坂50	善徳堂	横手市赤坂字赤坂50	あん摩マツ サージ指圧	平成23年4月1日

秋田県告示第214号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成23年5月13日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 堀 井 啓 一

- 1 施行者の名称 湯沢市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
湯沢都市計画道路事業 3・5・9号新開地線、3・4・2号駅前通御屋敷線、3・4・11号駅西線及び8・7・2号湯沢駅東西自由通路
- 3 事業施行期間
平成23年5月13日から平成27年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 取用の部分 秋田県湯沢市表町二丁目、材木町二丁目及び西新町地内
 - (2) 使用の部分 秋田県湯沢市表町二丁目

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成23年5月13日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 堀 井 啓 一

- 1 申請のあった年月日

平成23年4月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 トップスポーツコンソーシアム秋田

3 代表者の氏名

佐 藤 裕 之

4 主たる事務所の所在地

秋田県秋田市

5 定款に記載された目的

この法人は、秋田の人々にスポーツに接するさまざまな機会を提供することにより、スポーツをする人、見る人、そして支える人がそれぞれの立場でスポーツを楽しみ、感動を共有することができるようにするため、秋田にあるトップレベル及びトップレベルを目指すスポーツクラブの連携・協調をはかりながら、スポーツに関するさまざまな社会貢献活動等を通じて「スポーツで秋田を元気にする」ことをめざし、公益の増進に寄与することを目的とする。

6 定款の変更内容

- (1) 会員資格の喪失
- (2) 役員の種別及び定数
- (3) 理事会の招集
- (4) 理事会の議決

県営土地改良事業（鷹巣三堰地区かんがい排水事業）につき、その工事を平成23年3月16日完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年5月13日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 堀 井 啓 一

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、秋田県仙北平野東部土地改良区から申請のあった定款変更について、平成23年5月2日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年5月13日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 堀 井 啓 一

人 事 委 員 会 公 告

人事委員会規則4-5（職員の任用）第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成23年5月13日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

1 試験の種類及び程度

大学卒業程度試験

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定 人員(人)	職 務 内 容
行政A	34	知事部局の課若しくはその地方機関等又は教育庁の課若しくはその地方機関等に勤務して行政事務又は学校事務に従事する。
行政B	4	
行政C（職務経験者）	2	
薬剤師	2	知事部局の課又はその地方機関に勤務して専門的技術業務に従事する。
化学	2	
農芸化学	1	
農学（一般）	4	
水産	1	
畜産	1	
林学	4	
電気	2	
総合土木	10	

建築	3	
情報通信	1	知事部局の課に勤務して専門的技術（防災行政無線関連）業務に従事する。
警察事務	3	警察本部の課又は警察署に勤務して警察事務に従事する。

3 給与

初任給は、平成23年4月1日現在、原則として薬剤師は医療職給料表（二）2級1号給（月額178,200円）、その他の職種は行政職給料表1級25号給（月額172,200円）が支給される。なお、職務経験等のある者については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）等により、経歴その他の事項を勘案の上決定される。

このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

次のとおりとする。ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

(1) 行政A、行政B、化学、農学（一般）、水産、畜産、林学、電気、総合土木、建築、情報通信、警察事務

次のア、イのいずれかの要件を満たす者が受験できる。

ア 昭和57年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者

イ 平成2年4月2日以降に生まれた者であって、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成24年3月31日までに卒業する見込みのもの又は秋田県人事委員会が同等の資格があるものと認めるもの

(2) 行政C（職務経験者）

次のア、イの両方の要件を満たす者が受験できる。

ア 昭和27年4月2日以降に生まれた者

イ 民間企業等における職務経験年数（公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）及び地方公務員法に規定するすべての公務員をいう。）としての職務経験年数を除く。）が5年以上ある者（受験申込期日までに5年に達する者を含む。）

(3) 薬剤師

(1)のア、イのいずれかの要件を満たす者で、薬剤師の免許を有するもの又は平成23年度中に実施する薬剤師国家試験で薬剤師の免許を取得する見込みのものが受験できる。

(4) 農芸化学

(1)のア、イのいずれかの要件を満たす者で、次のa、bのいずれかに該当するものが受験できる。

a 大学等において農芸化学、畜産学若しくは水産学の課程で食品衛生監視員の任用資格が取得可能な科目を修めて卒業した者又は平成24年3月31日までに卒業見込みのもの

b 厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修めて卒業した者又は平成24年3月31日までに卒業見込みのもの

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日

平成23年6月26日（日）

イ 場所

ノースアジア大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の1

都道府県会館 東京都千代田区平河町二丁目6番3号

ウ 方法

大学卒業程度の学力を問う教養試験、専門試験及び論文試験Ⅰを行う。ただし、「薬剤師」は専門試験を行わず、「行政B」及び「行政C（職務経験者）」は専門試験に代えて論文試験Ⅱを行う。

なお、論文試験Ⅰの評価は第2次試験で行う。

エ 合格者の発表

平成23年7月上旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日（予定）

平成23年7月19日及び8月上旬

イ 場所 秋田市

ウ 方法

第1次試験の合格者に対して、口述試験及び適性検査等を行う。また、行政B及び行政Cを除く試験区分にお

いて、ある一定レベル以上の外国語資格（英語、韓国語、中国語、ロシア語）を有する受験者に対し加点を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

平成23年8月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 採用の方法

最終合格者は、試験区分ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。各任命権者は、提示された者のうちから採用者を決定する。ただし、「薬剤師」の最終合格者で、薬剤師の免許を取得見込みのものが平成23年度中に実施する薬剤師国家試験で薬剤師免許を取得できなかった場合及び「農芸化学」の最終合格者で、大学等において農芸化学、畜産学若しくは水産学の課程で食品衛生監視員の任用資格が取得可能な科目を修めて卒業できなかった場合又は厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修めて卒業できなかった場合は採用候補者名簿から削除される。

(2) 採用予定時期

平成24年4月以降

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、県庁1階総合案内窓口、各地域振興局総務企画部、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。なお、秋田県総合生活文化会館（アトリオン）にも備え置く。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に持参、郵送又は電子申請・届出サービスにより提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成23年5月13日（金）から同月30日（月）までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込の受付は、平成23年5月13日（金）の午前8時30分から同月23日（月）の午後5時までに限り受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成23年5月30日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局（秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253）に行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

人事委員会規則4-5（職員の任用）第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成23年5月13日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

1 試験の種類及び程度

短大卒業程度試験

高校卒業程度試験

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		採用予定 人員(人)	職 務 内 容
短大 卒業 程度	保 健 師	2	知事部局の課又はその地方機関等に勤務して専門的技術業務に従事する。
	総 合 土 木	2	
	学校栄養士	5	
高校 卒業 程度	一 般 事 務	12	知事部局の課又はその地方機関等若しくは教育庁の課又はその地方機関等に勤務して一般事務又は学校事務に従事する。
	林 学	1	知事部局の課又はその地方機関等に勤務して専門的技術業務に従事する。
	電 気	3	
	総 合 土 木	5	
	警 察 事 務	1	
電 気(警察)	1	警察本部の課又は警察署に勤務して警察事務に従事する。	

3 給与

初任給（平成23年4月1日現在）は原則として次のとおり支給される。

試験区分		給料表の種類	職務の級及び号給	給料月額
短大卒業程度	保 健 師	医療職給料表（三）	2級5号給	188,900円
	総 合 土 木	行政職給料表	1級15号給	152,800円
	学校栄養士	医療職給料表（二）	1級11号給	156,000円
高校卒業程度	全 職 種	行政職給料表	1級5号給	140,100円

なお、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上決定される。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

次のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者（短大卒業程度試験のうち、「保健師」及び「学校栄養士」を除く。この場合、外国籍の者で就職が制限される在留資格のものは受験できない。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は受験できない。

(1) 短大卒業程度試験

ア 保健師

昭和59年4月2日以降に生まれた者であって、保健師の免許を有するもの又は平成23年度中に実施する国家試験で同免許を取得する見込みのものが受験できる。

イ 総合土木

昭和59年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者が受験できる。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成24年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると秋田県人事委員会が認める者は受験できない。

ウ 学校栄養士

昭和59年4月2日以降に生まれた者であって、栄養士の免許を有するもの又は平成24年3月31日までに同免許を取得する見込みのものが受験できる。

(2) 高校卒業程度試験

昭和61年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者が受験できる。ただし、学校教育法による大学（短期大学を含む。）若しくは高等専門学校を卒業した者若しくは平成24年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると秋田県人事委員会が認める者は受験できない。

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日

平成23年9月25日（日）

イ 場所

ノースアジア大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の1

ウ 方法

短大卒業程度試験については、短期大学卒業程度の教養試験、専門試験及び作文試験を行う。ただし、「保健師」は専門試験を行わない。

高校卒業程度試験については、高等学校卒業程度の教養試験、専門試験及び作文試験を行う。ただし、「一般事務」及び「警察事務」は専門試験を行わない。

なお、短大卒業程度試験、高校卒業程度試験ともに作文試験の評価は、第2次試験で行う。

エ 合格者の発表

平成23年9月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日（予定）

平成23年10月13日（木）及び10月下旬

イ 場所 秋田市

ウ 方法

第1次試験の合格者に対して、口述試験及び適性検査等を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

平成23年10月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 採用の方法

最終合格者は、試験区分ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。各任命権者は提示された者のうちから採用者を決定する。ただし、短大卒業程度試験の最終合格者で各試験区分ごとの受験資格に定める免許を取得する見込みのものが、「保健師」については平成23年度中に実施する国家試験で当該免許を取得できなかった場合及び「学校栄養士」で栄養士の免許を平成24年3月31日までに取得できなかった場合は、それらの者は採用候補者名簿から削除される。

(2) 採用予定時期

平成24年4月以降

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、県庁1階総合案内窓口、各地域振興局総務企画部、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。なお、秋田県総合生活文化会館（アトリオン）にも備え置く。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に持参、郵送又は電子申請・届出サービスにより提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成23年7月22日（金）から同年8月22日（月）までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込の受付は、平成23年7月22日（金）の午前8時30分から同年8月15日（月）の午後5時までに限り受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成23年8月22日（月）の消印のあるものまで受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局（秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253）に行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

人事委員会規則4-5（職員の任用）第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成23年5月13日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

1 試験の種類及び程度

高校卒業程度試験（身体障害者採用）

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定 人員(人)	職 務 内 容
一 般 事 務	5	知事部局の課若しくはその地方機関等又は教育庁の課若しくはその地方機関等に勤務して一般事務又は学校事務に従事する。

3 給与

初任給（平成23年4月1日現在）は原則として行政職給料表1級5号給（月額140,100円）が支給される。なお、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上決定される。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

次のすべての要件を満たす者が受験できる。

(1) 昭和52年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者（学歴は問わない。）

(2) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級の者

(3) 自力により通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能な者。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日

平成23年9月18日(日)

イ 場所

ルポールみずほ 秋田市山王四丁目2番12号

ウ 方法

高等学校卒業程度の教養試験及び作文試験を行う。なお、作文試験の評価は第2次試験で行う。

エ 合格者の発表

平成23年9月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、受験者に書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日(予定)

平成23年10月18日(火)

イ 場所 秋田市

ウ 方法

第1次試験の合格者に対して、口述試験及び適性検査を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

平成23年10月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、受験者に書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 採用の方法

最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。任命権者は提示された者のうちから採用者を決定する。

(2) 採用予定時期

平成24年4月1日

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、県庁1階総合案内窓口、各地域振興局総務企画部、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。なお、秋田県総合生活文化会館(アトリオン)にも備え置く。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に持参、郵送又は電子申請・届出サービスにより提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成23年7月22日(金)から同年8月15日(月)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込の受付は、平成23年7月22日(金)の午前8時30分から同年8月8日(月)の午後5時までに限り受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成23年8月15日(月)の消印のあるものまで受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253)に行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

人事委員会規則4-5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成23年5月13日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

1 試験の種類、区分及び実施機関

(1) 種類

警察官採用試験

(2) 区分及び実施機関

試験区分	実施機関
警察官 A I 女性警察官 A	秋田県人事委員会
警察官 A II	秋田県、千葉県及び神奈川県各人事委員会並びに警視庁

2 試験の程度及び採用予定人員

試験区分	程度	採用予定人員(人)			
		秋田県	千葉県	神奈川県	警視庁
警察官 A I	大学卒業程度	20			
警察官 A II		39	3	3	3
女性警察官 A		5			

※ 警察官 A II の受験者は、第2志望まで選択できる。ただし、秋田県以外を第1志望とした場合、秋田県を第2志望とすることはできない。

3 職務内容及び給与

(1) 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全及び秩序の維持の任務に従事する。

(2) 初任給(平成23年4月1日現在の秋田県の例)

給料表の種類	職務の級及び号給	給料月額
公安職給料表	1級21号給	197,200円

なお、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年秋田県条例第22号)等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上決定される。

このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

試験区分	実施機関	年齢・性別	学歴
警察官 A I	秋田県	昭和53年4月2日以降に生まれた男性	ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成23年9月30日までに卒業する見込みの者 イ 人事委員会がアに該当する者と同等の学歴を有すると認める者
警察官 A II	秋田県	昭和53年4月2日以降に生まれた男性	ウ 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成24年3月31日までに卒業する見込みの者 エ 志望する各都県の人事委員会がウに該当する者と同等の学歴を有すると認める者(詳細は各都県に問い合わせること。)
	千葉県	昭和53年4月2日以降に生まれた男性	
	神奈川県	昭和56年4月2日以降に生まれた男性	
	警視庁	昭和56年7月11日から平成2年4月1日までに生まれた男性	
女性警察官 A	秋田県	昭和53年4月2日以降に生まれた女性	

ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日、場所、方法

実施日	場 所	試験の方法
平成23年7月9日(土)	秋田県警察学校 秋田市新屋勝平台9番2号	体力検査
平成23年7月10日(日)	ノースアジア大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の1	大学卒業程度の学力を問う教養試験及び論文試験

なお、警察官 A I、女性警察官 A 及び警察官 A II で秋田県を志望する場合は、論文試験の評価を第2次試験で行う。

イ 合格者の発表

(ア) 警察官 A I、女性警察官 A 及び警察官 A II で志望が秋田県の場合

平成23年7月中旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(イ) 警察官AⅡで志望が秋田県以外の場合

平成23年9月上旬に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日(予定)

(ア) 警察官AⅠ、女性警察官A及び警察官AⅡで志望が秋田県の場合

平成23年7月25日(月)及び平成23年8月中旬

(イ) 警察官AⅡで志望が秋田県以外の場合

平成23年9月29日(木)

イ 場所 秋田市

ウ 方法

(ア) 警察官AⅠ、女性警察官A及び警察官AⅡで志望が秋田県の場合

第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査及び身体検査を行う。

(イ) 警察官AⅡで志望が秋田県以外の場合

第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、体力検査及び身体検査等を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

(ア) 警察官AⅠ、女性警察官A及び警察官AⅡで志望が秋田県の場合

平成23年8月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(イ) 警察官AⅡで志望が秋田県以外の場合

平成23年11月下旬に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 採用の方法

最終合格者は、秋田県警察官AⅠ、警察官AⅡ及び女性警察官A採用候補者名簿又は合格を決定した都県の警察官A採用候補者名簿に登載され、当該都県の警視総監又は警察本部長からの請求に応じて成績順に提示される。当該警視総監又は警察本部長は、提示された者のうちから採用者を決定する。ただし、警察官AⅠで平成23年9月30日までに大学等を卒業できなかった場合並びに警察官AⅡ及び女性警察官Aで平成24年3月31日までに大学等を卒業できなかった場合にはその者は採用候補者名簿から削除される。

(2) 採用予定時期

警察官AⅠ

平成23年10月1日

警察官AⅡ及び女性警察官A

平成24年4月1日

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、秋田県警察本部警務課、県内の各警察署、県庁1階総合案内窓口、各地域振興局総務企画部、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。なお、秋田県総合生活文化会館(アトリオン)にも備え置く。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県警察本部警務課又は県内の各警察署に持参すること。なお、郵送若しくは電子申請・届出サービスにより提出する場合は、警察本部警務課に提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成23年5月13日(金)から同年6月6日(月)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込の受付は、平成23年5月13日(金)の午前8時30分から同月30日(月)の午後5時までに限り受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成23年6月6日(月)の消印のあるものまで受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253)、秋田県警察本部警務課(秋田市山王四丁目1番5号 電話018(863)1111 内線2623・2624)又は県内の各警察署に行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

人事委員会規則4-5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成23年5月13日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

1 試験の種類、区分及び実施機関

(1) 種類

警察官採用試験

(2) 区分及び実施機関

試験区分	実施機関
警察官B	秋田県、千葉県及び神奈川県各の各人事委員会並びに警視庁
女性警察官B	秋田県人事委員会

2 試験の程度及び採用予定人員

試験区分	程度	採用予定人員(人)			
		秋田県	千葉県	神奈川県	警視庁
警察官B	高校卒業程度	29	2	2	2
女性警察官B		3			

※ 警察官Bの受験者は、第2志望まで選択できる。ただし、秋田県以外を第1志望とした場合、秋田県を第2志望とすることはできない。

3 職務内容及び給与

(1) 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全及び秩序の維持の任務に従事する。

(2) 初任給(平成23年4月1日現在の秋田県の例)

給料表の種類	職務の級及び号給	給料月額
公安職給料表	1級1号給	158,100円

なお、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年秋田県条例第22号)等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上決定される。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

試験区分	実施機関	年齢・性別
警察官B	秋田県	昭和56年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた男性
	千葉県 神奈川県	昭和56年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた男性
	警視庁	昭和56年9月19日から平成6年4月1日までに生まれた男性
女性警察官B	秋田県	昭和56年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた女性

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは平成24年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると人事委員会が認める者

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日、場所、方法

実施日	場 所	試験の方法
平成23年9月17日(土)	秋田県警察学校 秋田市新屋勝平台9番2号	体力検査
平成23年9月18日(日)	ノースアジア大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の1	高校卒業程度の教養試験及び 作文試験

なお、警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官Bの作文試験の評価は第2次試験で行う。

イ 合格者の発表

- (ア) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B
平成23年9月下旬に、県庁正面公告板等に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。
- (イ) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合
平成23年11月上旬に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。
- (2) 第2次試験
- ア 実施日(予定)
- (ア) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B
平成23年10月17日(月)及び11月上旬
- (イ) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合
平成23年12月上旬
- イ 場所 秋田市
- ウ 方法
- (ア) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B
第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、身体検査を行う。
- (イ) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合
第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、体力検査及び身体検査等を行う。
- (3) 資格調査
受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。
- (4) 最終合格者の発表
- (ア) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B
平成23年11月中旬に、県庁正面公告板等に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。
- (イ) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合
平成24年1月下旬から2月上旬に、志望先の都県から受験者に対して書面で通知する。
- 6 採用の方法及び予定時期
- (1) 採用の方法
最終合格者は、秋田県警察官B及び秋田県女性警察官B採用候補者名簿又は合格を決定した都県の警察官B採用候補者名簿に登載され、当該都県の警視総監又は警察本部長からの請求に応じて成績順に提示される。当該警視総監又は警察本部長は、提示された者のうちから採用者を決定する。
- (2) 採用予定時期
平成24年4月1日
- 7 受験手続
- (1) 受験申込書の交付
秋田県人事委員会事務局、秋田県警察本部警務課、県内の各警察署、県庁1階総合案内窓口、各地域振興局総務企画部、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。なお、秋田県総合生活文化会館(アトリオン)にも備え置く。
- (2) 受験の申込み
受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県警察本部警務課又は県内の各警察署に持参すること。なお、郵送若しくは電子申請・届出サービスにより提出する場合は、警察本部警務課に提出すること。
- (3) 申込受付期間
日曜日及び土曜日を除き、平成23年7月22日(金)から同年8月15日(月)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込の受付は、平成23年7月22日(金)の午前8時30分から同年8月8日(月)の午後5時までに限り受け付ける。
なお、郵送による申込みは、平成23年8月15日(月)の消印のあるものまで受け付ける。
- 8 その他
- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253)、秋田県警察本部警務課(秋田市山王四丁目1番5号 電話018(863)1111 内線2623、2624)又は県内の各警察署に行くこと。
- (2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

人事委員会規則4-5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成23年5月13日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

1 試験の種類

少年補導職員採用試験

2 試験の程度及び採用予定人員

- (1) 試験の程度
大学卒業程度
- (2) 採用予定人員
1人

3 職務内容及び給与

(1) 職務内容

少年の非行事実とその原因調査、少年の街頭補導、少年相談、家出人の取扱い及び少年の補導に関し学校・家庭・職場・関係機関との連絡等の業務に従事する。

(2) 初任給（平成23年4月1日現在の秋田県の例）

給料表の種類	職務の級及び号給	給料月額
行政職給料表	1級25号給	172,200円

なお、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上決定される。

このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

次のア、イのいずれかの要件を満たす者が受験できる。ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

ア 昭和57年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者

イ 平成2年4月2日以降に生まれた者であって、大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成24年3月31日までに卒業する見込みのもの又は秋田県人事委員会が同等の資格があると認めるもの

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日、場所、方法

実施日	場 所	試験の方法
平成23年6月26日（日）	ノースアジア大学 秋田市下北手桜字守沢46-1	大学卒業程度の学力を問う教養試験、専門試験及び論文試験

イ 合格者の発表

平成23年7月上旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日（予定）

平成23年7月25日（月）及び平成23年8月中旬

イ 場所 秋田市

ウ 方法

第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査及び身体検査を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

平成23年8月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 採用の方法

最終合格者は、少年補導職員採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求に応じて成績順に提示される。警察本部長は、提示された者のうちから採用者を決定する。

(2) 採用予定時期

平成24年4月1日

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、秋田県警察本部警務課、県内の各警察署、県庁1階総合案内窓口、各地域振興局総務

企画部、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。なお、秋田県総合生活文化会館（アトリオン）にも備え置く。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県警察本部警務課又は県内の各警察署に持参すること。なお、郵送若しくは電子申請・届出サービスにより提出する場合は、警察本部警務課に提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成23年5月13日（金）から同月30日（月）までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込の受付は、平成23年5月13日（金）の午前8時30分から同月23日（月）の午後5時までに限り受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成23年5月30日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局（秋田市山王四丁目1番2号 電話018（860）3253）、秋田県警察本部警務課（秋田市山王四丁目1番5号 電話018（863）1111 内線2623・2624）又は県内の各警察署に行くこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

労 働 委 員 会 告 示

秋田県労働委員会告示第1号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、秋田県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり公示する。

平成23年5月13日

秋田県労働委員会会長 阿 部 讓 二

氏 名	職 業	関 歴	委嘱年月日
阿 部 讓 二	公益委員 弁護士	秋田弁護士会会長	昭和63年1月26日
湊 貴美男	公益委員 弁護士	秋田弁護士会会長	平成12年12月1日
古 谷 薫	公益委員 弁護士	秋田弁護士会副会長	平成12年12月1日
綿 貫 一 子	公益委員 公認会計士、税理士		平成20年12月1日
嶋 崎 真 仁	公益委員 秋田県立大学システム科学技術学部准教授	秋田県立大学システム科学技術学部助教	平成20年12月1日
工 藤 雅 志	労働者委員 日本労働組合総連合会秋田県連合会会長	自治労秋田県本部中央執行委員長	平成18年12月1日
清 水 尚 子	労働者委員 ポートピア河辺労働組合執行委員長	日本労働組合総連合会秋田県連合会女性委員会副委員長	平成15年12月1日
鈴 木 光 一	労働者委員 ジェイ・エイ・エム北東北秋田県連絡会会長	T D K労働組合秋田地方本部委員長	平成20年12月1日
東海林 悟	労働者委員 日本郵政グループ労働組合東北地方本部秋田連絡協議会議長	日本郵政公社労働組合秋田県連絡協議会議長	平成22年1月26日
今 村 行 徳	労働者委員 U I ゼンセン同盟秋田県支部支部長	U I ゼンセン同盟地方部会常任執行委員	平成22年1月26日
高 野 力	使用者委員 (社)秋田県経営者協会専務理事	(社)秋田県経営者協会秋田支部専務理事	平成20年6月24日
伊 藤 博	使用者委員 秋田中央交通(株)専務取締役	秋田中央交通(株)常務取締役	平成13年9月25日
三 浦 潔	使用者委員 秋田三菱自動車販売(株)代表取締役社長	秋田三菱自動車販売(株)専務取締役	平成14年12月1日
吉 田 和 枝	使用者委員 吉田興業(株)代表取締役社長	吉田興業(株)取締役	平成16年12月1日

倉 部 稲 穂	使用者委員 日本精機(株) 代表取締役社長	(株)北都銀行常務取締役	平成22年12月7日
佐 藤 唯 直	秋田県労働委員会事務局長	北秋田市副市長	平成23年4月26日
藤 井 一 徳	秋田県労働委員会事務局審査調整課長	秋田県分権改革推進室政策監	平成22年4月27日

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号